

つやま産業支援センター専門家派遣プログラム要項

平成 28 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

[概要]

津山市内企業の各課題に応じて、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）登録専門家を市内に派遣し、派遣企業の課題の解決を図るとともに、併せて人材育成を行うもの。

[要件]

下記の用件をすべて満たすもの。

1. 市内に本社または工場、事業所を有する企業であること
2. 雇用創出に資する意欲ある取組みを実施すること
3. 専門家を受け入れ、自ら積極的に対処を図ることができること
4. 事前に専門家が面談を行い、長期派遣を推薦した企業であること

[内容]

1. 生産性向上プログラム
2. 事業戦略等支援プログラム（経営革新計画/経営改善計画策定支援を含む）

[費用]

専門家派遣に係る費用について、1回あたり 5 千円とし、当該年度の専門家派遣終了後にセンターから派遣企業に請求することとする。なお、振込手数料については、派遣企業の負担とする。

費用の支払いはすべての派遣が終了してからの清算払いとし、最終支払期限は年度末の 5 営業日前までとする。

[派遣期間]

1つの課題に対し、原則として専門家1名を派遣することとする。

なお、同一年度内において、1社につき、2つの課題に取り組むことが出来るものとし、同時に取り組むことも可能とする。

最終派遣日は2月末日（土日祝日等の場合は前営業日）までとする。

[派遣時間、回数]

1回あたりの派遣時間は、概ね4時間以内とし、申請年度内に10回までとする。ただし、経営革新計画及び経営改善計画策定に係る派遣は申請年度内に5回までとする。

[派遣の流れ]

1. 企業よりセンターへ課題について相談
2. 相談の内容により登録専門家を選定し、相談企業へヒアリングを実施
(ヒアリングは原則として1回までとする。)
3. 企業よりセンターへ「専門家派遣プログラム申込書【様式1】」を提出
4. センターより企業へ「専門家派遣プログラム決定通知書【様式2】」にて通知
5. 登録専門家による助言・指導を実施
6. 専門家派遣終了後、企業よりセンターへ「専門家派遣プログラム実施報告書【様式3】」を提出（終了後10日以内）
7. 「専門家派遣プログラム実施報告書【様式3】」を受領後、センターより企業へ請求書を送付
8. 請求書に記載してある日付までに費用の支払い

以上